

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納入の通知)</p> <p>第34条 所長は、前条第1号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>納入通知書、納入領収済通知書及び納入領収証書</u>を納入義務者に送付しなければならない。</p> <p>2 所長は、前条第2号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>更正納入通知書、更正領収済通知書及び更正領収証書</u>を納入義務者に送付しなければならない。</p> <p>3 所長は、前条第3号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>返納通知書、返納領収済通知書及び返納領収証書</u>を返納義務者に送付しなければならない。</p> <p>(納入通知書等の再発行)</p> <p>第35条 所長は、納入義務者又は返納義務者から<u>納入通知書、更正納入通知書又は返納通知書</u>を亡失し、又は棄損した旨の届け出があったときは、<u>すみやかに納入通知書、更正納入通知書又は返納通知書</u>を再発行し、その余白に再発行の旨及び再発行の年月日を朱書して、当該納入義務者又は返納義務者に送付しなければならない。</p> <p>(会計伝票等の更正)</p> <p>第76条 所長は、収入伝票等、支払伝票等、振替伝票等、小切手、<u>納入通知書等</u>に記入された年度、科目等に誤りがあるのを見出し</p>	<p>(納入の通知)</p> <p>第34条 所長は、前条第1号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>納入通知書兼領収証書、納入書及び納入領収済通知書</u>（以下「<u>納入通知書等</u>」という。）を納入義務者に送付しなければならない。</p> <p>2 所長は、前条第2号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>更正納入通知書兼領収証書、更正納入書及び更正納入領収済通知書</u>（以下「<u>更正納入通知書等</u>」という。）を納入義務者に送付しなければならない。</p> <p>3 所長は、前条第3号に係る調定兼振替伝票を作成したときは、直ちに<u>返納通知書兼領収証書、返納書及び返納領収済通知書</u>（以下「<u>返納通知書等</u>」という。）を返納義務者に送付しなければならない。</p> <p>第35条 所長は、納入義務者又は返納義務者から<u>納入通知書等、更正納入通知書等又は返納通知書等</u>を亡失し、又は棄損した旨の届け出があったときは、<u>速やかに納入通知書等、更正納入通知書等又は返納通知書等</u>を再発行し、その余白に再発行の旨及び再発行の年月日を朱書して、当該納入義務者又は返納義務者に送付しなければならない。</p> <p>(会計伝票等の更正)</p> <p>第76条 所長は、収入伝票等、支払伝票等、振替伝票等、小切手、<u>納入通知書等、更正納入通知書等又は返納通知書等</u>に記入された</p>

改正前	改正後
たときは、更正命令書を作成し、企業出納員に送付しなければならない。 2 略	年度、科目等に誤りがあるのを見出したときは、更正命令書を作成し、企業出納員に送付しなければならない。 2 略

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。